（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正）

第二条　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附　則

この政令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二十三日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十四号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十四号）附則第一条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年八月二十八日とする。

防衛大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項並びに第二十六条の二第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「十七万六千円」を「二十二万千円」に改め、同条第二項中「の翌月」を「又はその翌月」に改める。

別表第一ロの表三等陸曹、三等海曹及び三等空曹の項中

16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

を

15	
16	
16	
17	
18	
19	
19	
20	
21	
21	

に改め、同表陸士長、海士長及び空士長の項中

13	

を

13	
13	
14	
14	
15	

に改め、同表一等陸士、一等海士及び一等空士の項中

1	
1	
1	

を

1	
2	
3	
3	
4	
4	
5	

に改める。

6	
7	
8	
9	

別表第一の二ロの表陸士長、海士長及び空士長の項中

23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	

を

24	
26	
27	
28	
30	
31	
33	
33	
33	
33	

に改め、同表一等陸士、一等海士及び一等空士の項中

13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	
13	

を

13	
14	
16	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	

に改め、同表二等陸士、二等海士及び二等空士の項中

9	
9	
9	
9	

を

7	
8	
10	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	
17	

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年八月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日において二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する自衛官任用一時金の額については、この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新防衛省職員給与令」という。）第十九条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日の前日において陸士長、海士長若しくは空士長、一等陸士、一等海士若しくは一等空士若しくは二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する昇任又は降任の場合における号俸の決定基準については、新防衛省職員給与令別表第一ロの表及び別表第一の二ロの表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　前項に定めるもののほか、新防衛省職員給与令別表第一ロの表及び別表第一の二ロの表の規定の適用に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

防衛大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三